

委員会の審議内容等の取扱いについて（案）

博士課程教育リーディングプログラム委員会

1. 博士課程教育リーディングプログラム委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- 1) 審査（人選を含む）・評価に関する調査審議の場合
- 2) その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う各部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

2. 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。

3. 審査結果（採択されたプログラム）は、文部科学省へ報告するとともに、日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

4. 委員等の氏名について

- 1) 委員会の委員の氏名は、公表することとする。
- 2) 各部会の委員の分属及び専門委員の氏名については、採択後に公表することとする。